

## 社会教育課からの報告事項

## 1. 社会教育施設の施設運用の適正化について

社会教育施設の運用に係る、下記3項目について、来年度からの施行を目指して、これまで検討してきましたが、今回の改正は見送ることとした。

## ① 開館時間の変更

(改正内容)

ア. 開館時間を、「午前8時30分」から「午前9時00分」に変更する。

イ. 利用時間の間(12時から13時、17時から18時)の取扱いをどうするか。

(改正目的)

ア. 職員の勤務開始時間と開館時間が同じ時刻のため、開館時間を午前9時00分に変更することで、効率的な管理運営に改善していきたい。

## ② 公民館運営審議会の一体化

(改正内容)

ア. 各施設に運営審議会、運営委員会を設置することをやめて、市全体、施設全体でひとつ(仮称)公民館等運営審議会を置くように変更する。

(改正目的)

イ. より良いサービス向上を図るため、全市的な多様な意見交換を行う場として、統一した市全体の審議会が必要と考えるため。

## ③ 使用の申込受付期限日の変更

(改正内容)

ア. 申込み受付期限日を、「使用しようとする日まで」から「使用日の前日まで」に変更する。

(改正目的)

ア. 申込み受付期限日を使用当日から使用日の前日に変更することにより、使用許可に係る手続きの適正化を図りたい。

## 2. 減免制度の統一的な基準について

今後の方針として、減免制度の公平性を確保するため、統一的な基準を定める予定。

## ① 減免制度の現状と課題

ア. 公の施設の使用料等の減免制度は、各施設の条例において「市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは使用料を減額し、または免除することができる」と規定している。

イ. 「公益上その他必要があると認めるとき」については、市として統一した基準が無いため、施設ごとに設置目的に照らし個別に規則、要領等に規定しているため、対象者、軽減割合等における施設間のばらつきが見られ、公平性に欠けている状況となっている。